



日田市監査委員告示第 11 号

地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象：

補助金等の名称	財政援助団体等の名称・代表者名
日田市農産物輸出促進事業補助金	大分県農業協同組合日田梨部会 部会長 堀 真剛
日田市温泉施設利用事業補助金	一般社団法人 日田市観光協会 会長 河津 奈津子
日田市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会補助金	日田市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会 副会長 三苫 誠

令和7年11月5日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 梶原 信幸

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

補助金等の名称	財政援助団体等の名称・代表者名
日田市農産物輸出促進事業補助金	大分県農業協同組合日田梨部会 部会長 堀 真剛
日田市温泉施設利用事業補助金	一般社団法人 日田市観光協会 会長 河津 奈津子
日田市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会補助金	日田市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会 副会長 三苫 誠

2 監査の期間 令和7年10月2日から令和7年11月4日まで

3 監査の場所 監査委員事務局

4 監査の着眼点

令和7年度監査等業務実施要綱第5条の規定により、令和6年度に補助金等の交付を行った事業の中から、事業の内容及び補助金等の交付額等を勘案して事業を抽出し、これらの対象事業が計画的かつ交付条件に従って実施され、十分な効果があげられているか、また被補助団体における会計経理、財産管理の方法は適正で出納関係帳票は確実に整理されているか、さらに補助金等の交付手続きは適正であるか等に着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

5 監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和6年度に執行された補助金等の交付事務について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

6 団体の概要及び監査の結果

監査の結果、各事務事業は財政援助の目的に沿って概ね適正に処理されていた。

◎日田市農産物輸出促進事業補助金

(1) 財政援助団体等の名称・代表者名

大分県農業協同組合日田梨部会 部会長 堀 真剛

(2) 所 管 課 農業振興課

(3) 財政援助額 1,000,000 円

(4) 財政援助の目的

梨の輸出促進活動として、海外でのプロモーション活動等の経費及び長期間品質保持し、出荷時期を調整できるエチレン作用抑制剤（スマートフレッシュ）の処理費に対し助成を行うことにより、日田梨ブランドの知名度向上と海外市場の販路拡大を目的としている。

(5) 事業の概要

①販売促進活動

- ・台湾プロモーション（令和6年8月25日～26日）
- ・台湾販促商談（令和7年1月11日～14日）
- ・ベトナム販促商談（令和7年1月11日～14日）

②エチレン作用抑制剤での鮮度保持

- ・「豊水」ベトナム輸出用（令和6年8月18日）
- ・「新高」香港、台湾輸出用（令和6年9月15, 19, 20日）

(6) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

◎日田市温泉施設利用事業補助金

(1) 財政援助団体等の名称・代表者名

一般社団法人 日田市観光協会 会長 河津 奈津子

(2) 所 管 課 長寿福祉課

(3) 財政援助額 1,731,550 円

(4) 財政援助の目的

令和6年7月末をもって「天瀬憩の家」が閉館されたことに伴い、施設利用者に限定する施策として、日田市観光協会が実施する温泉回数券発行事業に要する費用を助成することで、「天瀬憩の家」周辺の温泉施設において、引き続き低廉な価格で入湯できる環境を提供することを目的としている。

(5) 事業の概要

①日田市観光協会が実施する温泉回数券発行事業

- ・温泉施設利用事業登録された施設利用者210名に対し、温泉回数券を日田市観光協会が運営する観光案内所で販売。
- ・施設利用者が利用可能な6つの温泉施設に入湯するために使用した温泉回数券の使用実績を市に報告。

○日田市観光協会に対する温泉回数券1枚当たりの補助金額と使用実績

区 分	補助金額（円）	R6年度使用実績（枚）
A区分（70歳以上）	300	4,177
B区分（69歳以下）	250	1,637
C区分（障害手帳所持者）	400	173
合計		5,987

(6) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

◎日田市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会補助金

(1) 財政援助団体等の名称・代表者名

日田市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会 副会長 三苦 誠

(2) 所 管 課 人権・部落差別解消推進課

(3) 財政援助額 1,000,000円

(4) 財政援助の目的

すべての市民の基本的な人権が等しく尊重される社会を希求し、部落差別問題をはじめとするあらゆる差別の解消のため、人権教育及び人権啓発の効果的な推進を図ることを目的としている。

(5) 事業の概要

①人権講演会の開催

- ・大分県が8月を「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」と定めており、それに合わせて全市民を対象とした人権講演会を開催。

②振興局管内の人権講演会の開催

- ・5つの振興局単位にて、各管内に居住の住民を対象とした人権講演会を開催。

③企業・行政人権啓発推進員研修会の開催

- ・日田公共職業安定所、日田労働基準監督署、日田市の三者共催により、年度内2回の企業・行政人権啓発推進員研修会を開催。

④その他

- ・児童クラブを利用する児童を対象とした人権学習会の開催や啓発指導者育成を目的とした各種研修会や講座等への派遣。

(6) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。